

令和7年度

定期監査及び  
行政監査報告書

令和8年3月

北しりべし廃棄物処理広域連合監査委員

# 令和7年度 定期監査及び行政監査報告

令和7年度定期監査及び行政監査の実施結果について、以下のとおり報告します。

なお、監査の実施に当たっては、北しりべし廃棄物処理広域連合監査基準（令和2年北しりべし廃棄物処理広域連合監査委員告示第2号）に準拠しています。

## 1 監査執行者

監査委員 近 藤 朋 子

監査委員 横 関 一 雄

## 2 監査の種類

定期監査及び行政監査

## 3 監査の対象

北しりべし廃棄物処理広域連合 事 務 局

〃 会 計 課

〃 議 会 事 務 局

〃 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局

〃 公 平 委 員 会 事 務 局

## 4 監査の着眼点

定期監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか、行政監査は、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点としました。

## 5 監査の実施内容

### (1) 監査の範囲

令和7年4月1日から監査実施日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務としました。

### (2) 監査の実施方法

前記事務を対象として、あらかじめ予算執行状況や契約実績等に係る資料の提出を求めるとともに、諸帳票類その他財務関係書類などについて抽出による審査を行い、併せて関係職員から説明を受け、その内容を確認する方法により実施しました。

### (3) 実施日

令和8年2月18日

## 6 監査の結果

定期監査及び行政監査について、前記2から5までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることを確認しました。